

函 財 税

令和 8 年(2026年) 8 月 2 8 日

総務常任委員会委員 各位

財 務 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

納付催告書の誤配による個人情報の漏えいについて

(財務部税務室)

納付催告書の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概 要

令和 8 年 8 月 1 9 日（水）付けで郵送した市税に係る納付催告書（以下「催告書」という。）について，別人あての催告書が届いたとして，配達先の市民から 8 月 2 5 日（火）に税務室納税担当に電話連絡があり，日本郵便株式会社（以下「郵便事業者」という。）による誤配があったことが判明した。

同日，市担当職員が誤配先を訪問し，誤配された催告書を回収したところ，催告書は開封されており，記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

（1）個人情報that漏えいした催告書の件数 1 件（対象者 1 名）

（2）催告書に記載の個人情報

住所，氏名，滞納市税の税目および税額

2 原 因

対象者と誤配先が近接しており，郵便事業者の職員が配達する際の確認不足により，誤配したことを郵便事業者に確認した。

3 本市の対応

8 月 2 6 日（水），市担当職員および郵便事業者が対象者宅を訪問し，郵便事業者からは誤配についての経過の説明と謝罪を行い，市担当職員からは催告書の内容について説明し，催告書を手渡した。

また，郵便事業者に対しては，これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ，個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて，改めて細心の注意を払うよう求めた。